

畑作物共済重要事項説明書

この重要事項説明書は、畑作物共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や事業規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明の点等がございましたら最寄りの組合支所（NOSA I 宮城の概要ページ参照）にご連絡ください。

重 要 事 項	詳細 ページ
1 加入申し込みと共済関係（契約）の成立 加入される方が畑作物共済加入申込書に必要事項を記入・押印して申し込み、組合が承諾したときに契約が成立します。	P 2
2 共済目的の種類 共済目的は、「大豆」及び「蚕繭」です。	P 2
3 加入方式と共済金額（補償額） 加入者が選択できます。	P 2
4 共済責任期間（補償期間） 「大豆」は発芽期（移植するものは移植期）から収穫まで、「蚕繭」は桑の発芽期から収穫までです。	P 3
5 共済事故（共済金支払対象事故） 自然災害、火災、病虫害および鳥獣害による収量の減収（盗難は対象外）です。	P 4
6 共済金の支払額 共済事故による損害が発生したときに被害申告していただきます。組合で損害評価を行い、評価結果に基づき共済金を算定します。 共済金の算定方法は、引受方式・補償割合ごとに異なります。	P 4
7 損害発生のお知らせ 加入した「大豆」及び「桑葉・蚕児」に損害が発生したときは、遅滞なく組合に連絡ください。	P 5
8 損害防止の義務 加入した「大豆」及び「桑葉・蚕児」は、通常の管理、損害防止に努めてください。これらの努めを怠った場合は、損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。	P 5
9 共済金が支払われない場合 共済事故による損害であっても、共済金が支払われない場合があります。詳細ページで確認ください。	P 5
10 告知義務違反による共済関係の解除 加入申し込みの際に、組合が告知を求めたものについて、事実を正確に伝えなかった場合、共済関係を解除することがあります。	P 5
11 共済掛金不払いによる共済関係の解除 契約成立後であっても、正当な理由がないのに払込期限までに共済掛金が納入されない場合、共済関係を解除させていただきます。	P 5
12 重大事由による共済関係の解除 重大な事由により共済関係を解除する場合があります。詳細ページで確認ください。	P 6
13 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無の確認 大豆について、共済金支払い後に共済金の返還を求める場合があります。	P 6
14 共済責任期間中の通知義務 契約後、加入申込書に記載された内容に変更があった場合、速やかに組合へ連絡ください。通知がない場合、契約を解除し、共済金が支払われない場合があります。	P 6

15 その他の重要事項

組合の財務状況によっては、共済金等の額を削減する場合があります。

P 6

＜畑作物共済の説明書(詳細ページ)＞

1 加入申し込みと共済関係（契約）の成立

畑作物共済の契約は、加入申し込みされる方が、別途定めている畑作物共済加入申込書（以下「加入申込書」といいます。）に、必要事項を記入・押印して組合に申し込み、組合が、その申し込みを承諾したときに成立します。

なお、加入申込書には、加入される方が収穫を予定している「大豆」及び「蚕繭」の全部について、事実をありのまま正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なるときには、契約を解除し、共済金支払いを免責する場合があります。

加入申込書の提出後、作付け内容（蚕繭では掃立て・桑栽培内容）を変更する場合や、記入内容の誤りに気付いた場合は、速やかに組合までご連絡下さい。

2 共済目的の種類

加入できる共済目的は「大豆（えだまめ等未成熟で収穫するものを除きます。）」及び「蚕繭」です。

3 加入方式と共済金額（補償額）

(1) 加入方式

引受（加入）方式には、共済目的の種類ごとに、次の方式を選択できます。ただし、「大豆全相殺方式」は加入資格要件（JA 等出荷先から出荷伝票等により収穫量が概ね全量把握でき、今後も同様に出荷及びその数量の把握ができること。）を満たすことが条件です。

共済目的の種類	引受方式	補償割合	補 償 内 容
大豆	一筆方式	7割	被害耕地に係る減収量が、その耕地の基準収穫量の3割を超えるときに、共済金が支払われます。（平成33年産までで廃止となります。）
	半相殺方式	8割	加入者ごとに、被害耕地に係る減収量の合計が、その加入者の基準収穫量（全耕地の基準収穫量の合計）の2割を超えるときに、共済金が支払われます。
	全相殺方式	9割	加入者ごとに、全ての耕地の増減収を相殺した結果の減収量が、その加入者の基準収穫量の1割を超えるときに、共済金が支払われます。
蚕繭	全相殺方式	8割	共済目的の種類等（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）ごとに、減収量がその加入者の基準収繭量の2割を超えるときに、共済金が支払われます。

(2) 共済金額（補償額）

共済金額（共済事故があった時の最高補償額）は、加入申し込みのときに加入される共済目的の種類等ごとに、単位（1kg）当たり共済金額に引受収量を乗じて得た金額です。

1) 単位当たり共済金額

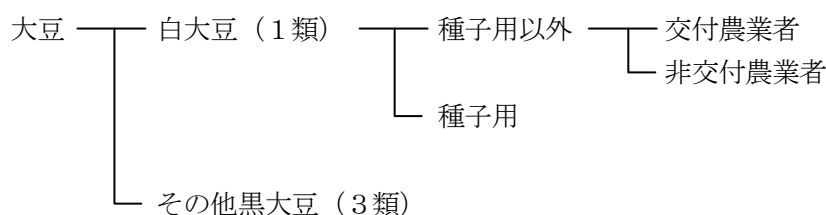
単位当たり共済金額は、毎年、農林水産大臣が告示します。加入者は告示に基づき設定された単位当たり共済金額のうちから申し出により選択します。

ア 大豆

大豆の単位当たり共済金額は、大豆の種類別（白大豆及びその他の黒大豆の別）に設定します。白大豆については用途別（種子用、種子用以外の別）に設定し、さらに経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の数量払交付金（以下「数量払交付金」といいます。）を受けようとする農業者（以下「交付農業者」といいます。）とそれ以外の農業者（以下「非交付農業者」といいます。）の別に

設定します。

(単位当たり共済金額の設定区分)



【注意！】 「交付農業者」として単位当たり共済金額の選択を申し出した加入者が後日、要件を満たさない等により数量払交付金を受けられないことが判明した場合は、「非交付農業者」に適用される単位当たり共済金額を適用し、引受変更することになります。

イ 蚕繭

蚕繭の単位当たり共済金額は、加入者ごとの種繭収繭量割合（掃立て全収繭量に対する種繭の収繭量の割合）に応じた区分ごとに設定します。

2) 引受収量

ア 大豆共済

① 一筆方式

引受収量＝(耕地ごとの 10a 当たり基準収穫量※1×耕地ごとの引受面積)×0.7
(圃場一筆ごとに収量を計算します。)

② 半相殺方式

引受収量＝(耕地ごとの 10a 当たり基準収穫量※1×耕地ごとの引受面積)の合計×0.8

③ 全相殺方式

引受収量＝加入者ごとの出荷伝票等による収穫量※2 の合計×0.9

※1 10a 当たり基準収穫量

10a 当たり収穫量は平年的な収穫量で、県平均が農林水産大臣から、組合平均が県知事から毎年通知されます。

組合では耕地ごとの圃場条件、栽培管理、播種状況等を調査して、耕地ごとの収量等級を設定し、さらに播種遅れ耕地に対する調整係数を適用するなどして設定し、組合平均が県知事から通知される 10 アール当たり収穫量の範囲内になるように定めています。

※2 加入者ごとの出荷伝票等による収穫量

全相殺方式にかかる 10a 当たり収穫量は、加入者ごとに過去一定年間の出荷数量等から算定します。

イ 蚕繭共済

引受収量＝1 箱当たり基準収繭量※3×引受箱数×0.8

※3 1 箱当たり基準収繭量

1 箱当たり収繭量は、平年的な収繭量で、県平均が農林水産大臣から、組合平均が県知事から毎年通知されます。

組合では、加入者ごとの過去の出荷状況、桑園の栽培管理状況等を調査して、加入者ごとの 1 箱当たり基準収繭量を設定し、組合平均が県知事から通知される 10a 当たり収繭量の範囲内になるように定めています。

4 共済責任期間(補償期間)

事故が発生したときの補償期間（以下「共済責任期間」といいます。）は、次のとおりです。

大豆……発芽期から収穫をする時までです。収穫とは、収穫適期に刈取りすることをいいます。なお、通常の圃場乾燥期間も含まれます。

蚕繭・・・桑の発芽期から収繭をする時までです。

5 共済事故(共済金支払対象事故)

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりとなっています。

(1) 大豆の共済事故

- ① 風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ② 火災
- ③ 病虫害
- ④ 鳥獣害

(2) 蚕繭の共済事故

- ① 蚕児の風水害、地震又は噴火による災害
- ② 蚕児の火災
- ③ 蚕児の病虫害
- ④ 蚕児の鳥獣害
- ⑤ 桑葉の風水害、干害、凍霜害、ひょう害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ⑥ 桑葉の火災
- ⑦ 桑葉の病虫害及び獣害

6 共済金の支払額

畑作物共済に加入した「大豆」及び「蚕繭」に、共済責任期間中に共済事故による損害が発生した場合に共済金をお支払いします。共済金の支払額は、次の算式による金額となります。

なお、「大豆」について、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の面積払（営農継続支払）交付金（以下「面積払交付金」）が当年産の作付面積を対象に支払われることから、大豆共済との関係調整がなされ、数量払交付金を受ける交付農業者で面積払交付金受給者の種子用以外大豆の実収量は実際の収量に面積払交付金に相当する収量を加算して算定します。

(1) 大豆

① 一筆方式

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝引受収量－実収量（1筆ごとに計算します。）

* 実収量は、被害申告のあったすべての耕地の調査結果から決定される評価単収を基に算定します

② 半相殺方式(加入者ごとに計算します。)

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝〔(被害耕地の基準収量－実収量)の合計〕－(基準収量の合計×0.2)

* 実収量は、被害申告のあったすべての耕地の調査結果から決定される評価単収を基に算定します。

③ 全相殺方式(加入者ごとに計算します。)

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝(基準収量の合計－出荷伝票等による収量)－(基準収量の合計×0.1)

* 出荷伝票等による収量には、自家保有等数量及び現地調査により把握した収量も含まれます。

(2) 蚕繭

春蚕繭、初秋蚕繭の夏蚕期、初秋蚕繭の初秋蚕期、晩秋蚕繭の晩秋蚕期及び晩秋蚕繭の晩々秋蚕期ごとに算出します。

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝（基準収繭量－実収繭量）－（基準収繭量×0.2）

※ 桑葉の被害は、実収繭量の減収に換算して算出します。

7 損害発生のお知らせ

加入した「大豆」及び「蚕繭（桑葉及び蚕児）」に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生のお知らせをお願いします。損害発生お知らせが遅れ、事故状況の確認ができない場合などでは共済金が支払われなくなることがあります。

8 損害防止の義務

加入者は、加入した「大豆」及び「蚕繭（桑葉及び蚕児）」について、通常の管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。

9 共済金が支払えない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 加入者が損害防止の義務を怠ったとき
- (2) 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- (3) 加入者が損害発生のお知らせを怠り、悪意若しくは重大な過失によって事実と反するお知らせをしたとき
- (4) 加入者が加入申し込みの際、加入申込書に記入する事項について、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、または不実のお知らせをしたとき
- (5) 加入者が加入している「大豆」を譲渡し、収穫適期前に刈取り、抜き取り若しくは鋤き込むこと又は加入している「大豆」についての栽培方法を加入した区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものへの変更、出荷方法及び出荷先を変更したことについてのお知らせを怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実のお知らせをしたとき
- (6) 蚕繭を譲渡したとき、又は収繭期前の棄蚕をしたとき
- (7) 加入者が第2回目の共済掛金の払込みを遅滞したとき
- (8) 加入者が加入している「大豆」についての栽培方法を、加入した区分に適用される栽培方法以外のものに変更した場合、その変更の結果通常生ずべき損失の額
- (9) 加入者が植物防疫法の規定に違反した場合
- (10) 共済事故発生の際の調査を妨害したとき
- (11) 共済掛金等を納入期限までに払い込まないとき

10 告知義務違反による共済関係の解除

加入申し込みの際に、悪意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

11 共済掛金不払いによる共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除させていただきます。

- (1) 正当な理由がないのに払込期限までに共済掛金の払込を遅滞したとき
- (2) 共済掛金の分納をする場合において、第1回目の所定の共済掛金の払込を遅滞したとき

12 重大事由による共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

- (1) 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせたとき又はさせようとしたとき
- (2) 共済関係に基づく共済金の請求について、詐欺を行い又は行おうとしたこと
- (3) その他、共済関係の存続を困難とする重大な事由が生じたとき又は判明したとき

13 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無の確認

- (1) 交付申請の有無の確認

「大豆」について、加入者が選択を申し出た単位当たり共済金額について、その適用に当り確認するため関係部署（市町村、JA、東北農政局等）へ経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の数量払いの交付申請の有無を照会いたします。

- (2) 共済金の返還を求める場合

- ①「大豆」について、共済金の支払い後に交付農業者としての単位当たり共済金額を適用した加入者が非交付農業者であることが判明した場合は、非交付農業者に適用される単位当たり共済金額を適用し引受変更するとともに、支払いした共済金の返還（全部又は一部）を求めることがあります。
- ②「大豆」について、交付農業者として引受した加入者で数量払のみの交付申請を行った旨の申告があったにもかかわらず、面積払交付農業者であることが判明し共済金が過大に支払われていたときには、支払いした共済金の返還（全部又は一部）を求めることがあります。なお、このような事例が複数年続いた時やその他悪意または重大な過失によって不実の申告をしたと認められるときは、共済金の全部または一部についてお支払いできないことがあります。

14 共済責任期間中の通知義務

共済責任期間中に加入申し込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠った場合、共済金がお支払いできなくなる場合や契約を解除・失効しなければならない場合があります。

- (1) 加入している「大豆」を譲渡したとき、収穫適期前に刈取り、抜き取り若しくは鋤き込んだとき又はしようとするとき
- (2) 加入している「大豆」についての栽培方法を加入した区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものへ変更したとき
- (3) 「蚕繭」を譲渡したとき、又は収繭期前に棄蚕をするとき若しくはしたとき
- (4) 「蚕児」の飼育場所を変更したとき

15 その他の重要事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払ができる仕組みを採っておりますが、組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。